

令和7年第13回 琴浦町教育委員会定例会 日程【成議書】

と き：令和7年11月26日（水）13:30～15:00

ところ：まなびタウンとうはく 研修室

1 開 会

2 議事録署名委員の指名（森田委員、黒松委員）

3 教育長あいさつ

4 各課報告

（1）教育総務課

- ・就学援助認定について
- ・就学援助不認定について
- ・校区外・区域外就学の承認について
- ・令和7年度鳥取県中学総体駅伝の結果について（報告）
- ・主な学校関係行事

（2）社会教育課

- ・東伯総合公園給排水管の設計方針について
- ・東伯総合公園サッカー場観覧席の整備について

（3）人権・同和教育課

- ・人権擁護委員候補者の選考について
- ・琴浦町における「人権教育」のあり方について

5 議 事

議案第49号 令和7年度補正予算要求（12月補正）について【承認】

6 報告事項

報告第6号 専決処分（琴浦町職員の人事異動について）

報告第7号 臨時代理（建設工事請負変更契約の締結について（東伯総合公園サッカー場改修工事））

報告第8号 臨時代理（財産の取得について（東伯総合公園人工芝メンテナンス機械））

7 その他

- (1) 琴浦町中小企業・小規模企業振興基本計画検討委員会委員の推薦について
- (2) 計画訪問結果（下期）のまとめについて
- (3) 生徒指導報告について

8 閉 会

【次回の予定】定例会：令和7年12月23日（火）10時00分～

令和7年度末市町村（学校組合）立小・中・義務教育学校
人事異動取扱要領

令和7年度末公立学校教職員人事異動方針に基づいて、市町村（学校組合）立小・中・義務教育学校人事異動取扱要領を次のとおり定める。

1 管理職の人事について

(1) 校長の人事

ア 校長候補者名簿に登載された者の中から、人物、識見、管理経営能力、指導力及び健康等を考慮し、全県的視野から有能な人材を任用する。

イ 学校運営の充実を図るため、原則として、同一校に3年以上在職させるものとする。

ウ 郡市間、校種間の交流を促進し、全県的視野から適材を適所に配置する。

(2) 副校長の人事

副校長の任用及び配置は、前記(1)のア及びウに準じて行う。

(3) 教頭の人事

教頭の任用及び配置は、教頭等候補者名簿に登載された者の中から前記(1)のア及びウに準じて行う。

(4) その他

ア 女性の学校運営参画の推進に向け、女性管理職の任用や、教頭等候補者名簿及び校長候補者名簿の登載につながる人材育成等を図る。

イ 希望降任制度の導入により、希望者の意向を踏まえた配置とする。

2 教職員の人事について

(1) 主幹教諭の人事

主幹教諭の任用は、原則として、前記1(3)の名簿に登載された者の中から人物、識見、指導力及び健康等を考慮して行い、配置については、学校の組織運営体制強化の観点から、適材を適所に配置する。

(2) 教員（主幹教諭を除く。）の人事

ア 教員組織の刷新と充実を図るため、全県的視野から人事交流を行う。

イ 種々の異なる教育経験を積むことで、新しい教育課題に適切に対応することができるよう、地域間、郡市間、校種間、規模の異なる学校間及び県外等の幅広い人事交流を促進する。

ウ 教育上特別の配慮を必要とする学校に対しては、経験豊富な教員の配置に努める。

エ 学校の活性化並びに教員の指導力向上のため、同一校に長年勤務した者（原則として7年以上）は、異動の対象とする。

オ 同一市町村内に15年以上勤務する者については、他市町村との交流に努める。

カ 新規採用者で同一校に3年以上勤務した者は、異動の対象とする。

キ 特別支援教育の推進のため、小・中・義務教育学校と特別支援学校との相互の計画的な人事交流を促進する。なお、相互の計画的な人事交流で異動した者の交流期間は原則として3年とする。

ク 特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校教諭免許状の取得を促進する。

ケ 夜間中学の教育の充実のため、小・中・義務教育学校と夜間中学との人事交流を促進する。

コ エキスパート教員の異動については、認定期間を踏まえ配慮するものとする。

サ 小学校から他の小学校及び中学校から小学校への兼務等により、小学校の教科担任制等の推進を図る。

(3) 事務職員及び学校栄養職員の人事

ア 事務職員及び学校栄養職員については、前記2(2)(事務職員については、エを除く。)に準じ、学校運営の実態を考慮して適材を適所に配置する。

イ 事務職員については、学校の活性化のため、同一校に長年勤務した者(原則として4年以上)は、異動の対象とする。

ウ 事務職員については、学校以外の職場との幅広い人事交流にも努める。

(4) その他

女性の学校運営参画の推進に向けた人材育成等を図る。

3 教員の採用について

(1) 令和8年度鳥取県公立学校教員採用候補者名簿に登載された者の中から採用する。

(2) その他、事情により必要と認めた場合には、前項の名簿に登載された者以外の者についても、特別に選考を行い採用する。

4 教職員の退職及び定年引上げに伴う対応について

(1) 職員の定年等に関する条例(昭和59年鳥取県条例第1号)に規定する定年に達した者は、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職するものとする。

(2) 令和8年3月31日において、60歳に達している管理職は、原則として、管理職以外の職への降任等を行う。

(3) 心身の状況、勤務の実績その他の事情からみて、退職が適当と認められる者については、退職を促す。

(4) 定年引上げに伴い、60歳に達した後の教職員の人事配置については、柔軟に対応するものとする。

令和7年11月教育委員会定例会報告

教育総務課

1. 就学援助認定について

学校名	学年	要件	認定日
八橋小	3	児童扶養手当受給	11月7日
八橋小	3		11月7日
八橋小	4		11月7日
八橋小	5		11月7日
赤碕中	1		11月7日
赤碕中	3		11月7日
船上小	3	収入額が基準以下	11月13日
船上小	4		11月13日
赤碕中	2		11月13日

2. 就学援助不認定について

学校名	学年	理由	申請日
船上小	2	収入額が基準以上	10月30日

3. 校区外・区域外就学の承認について

琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱の規定により、次のとおり承認しました。

承認校	学年	指定校	現住所	承認期間	要件
船上小	3年	赤碕小	琴浦町赤碕	～卒業まで	年度途中の転居
船上小	4年	赤碕小	琴浦町赤碕	～卒業まで	年度途中の転居
浦安小	4年	大栄小	北栄町由良宿	～3月末まで	児童の心身の事情

4. 令和7年度鳥取県中学総体駅伝の結果について（報告）

別紙のとおり

5. 主な学校関係行事

12/24 終業式（小中学校）

令和7年度 鳥取県中学総体駅伝の結果について（報告）

教育総務課

10月28日（火）、ヤマタスポーツパーク周回コースにて男女各34校が出場して、第51回鳥取県中学総体駅伝が開催されました。その結果を以下のとおり報告します。

【女子】

赤碕中学校 第7位

（真山 すみれ、佐伯 希恵瑠、中原 結華、御崎 幸愛、精山 暖葵）

【男子】

赤碕中学校 第20位

（林原 維吹、高塚 夕輝、天野 叶夢、西村 圭史、精山 虹渡、坂本 泰地）

（区間賞）なし

【タイムトライアル】

（女子2km） 第13位 大黒 唯喜

（1年男子2km） 第31位 桑村 眞弘

（2・3年男子3km） 第21位 中原 琥汰郎



1. 東伯総合公園給排水管の設計方針について

(1) 概要

東伯総合公園内の給排水設備について、老朽化が進み更新が必要であるため、今年度、設計を行っている。令和8年度の工事に向けて、11月臨時議会全員協議会で報告した東伯総合公園給排水管の設計方針について、説明を行うもの。

(2) 比較検討結果について

東伯総合公園内の主要な施設に給排水管を接続することを条件に、給水・排水それぞれについて、今後50年で想定される工事費、維持管理費を積み上げ、比較を行った。結果は、下表のとおり。

表1 (給水) 今後50年に必要とされる費用の比較 (井戸水、上水道)

	井戸	上水道	備考
工事費	219,680 千円	123,620 千円	
維持管理費	29,800 千円	13,200 千円	
合計	249,480 千円	136,820 千円	

表2 (排水) 今後50年に必要とされる費用の比較 (浄化槽、下水道)

	浄化槽	下水道	備考
工事費	29,772 千円	26,896 千円	
維持管理費	10,950 千円	8,750 千円	
合計	40,722 千円	35,646 千円	

(3) 今後の方針

経済比較を行った結果、上下水道に接続した方が今後の維持管理費も含めて有利・安価となることが判明した。このため、上下水道に接続することを前提に、給排水管の設計を進めていく。

2. 東伯総合公園サッカー場観覧席の整備について

東伯総合公園サッカー場の改修にあたり、以下のとおり観覧席の改修を計画しています。（詳細は別紙）

改修内容：観覧席ベンチの撤去後を全面モルタル塗りとし、安全に、かつ多様な利用ができるよう整備する。

また、両側に車椅子専用スペースを設ける。

予算措置：設計費 1,000 千円、改修費 10,000 千円

合計 12,000 千円

12月補正予算で観覧席改修費を新規計上し、同時にサッカー場改修費を同額減額し、総額の変更はなし。

観覧席改修費は令和8年度に繰越、別工事として発注して、来年度早期の完成を目指す。（工期3.5カ月～4カ月程度）

サッカー場観覧席の整備について

社会教育課

1 概要

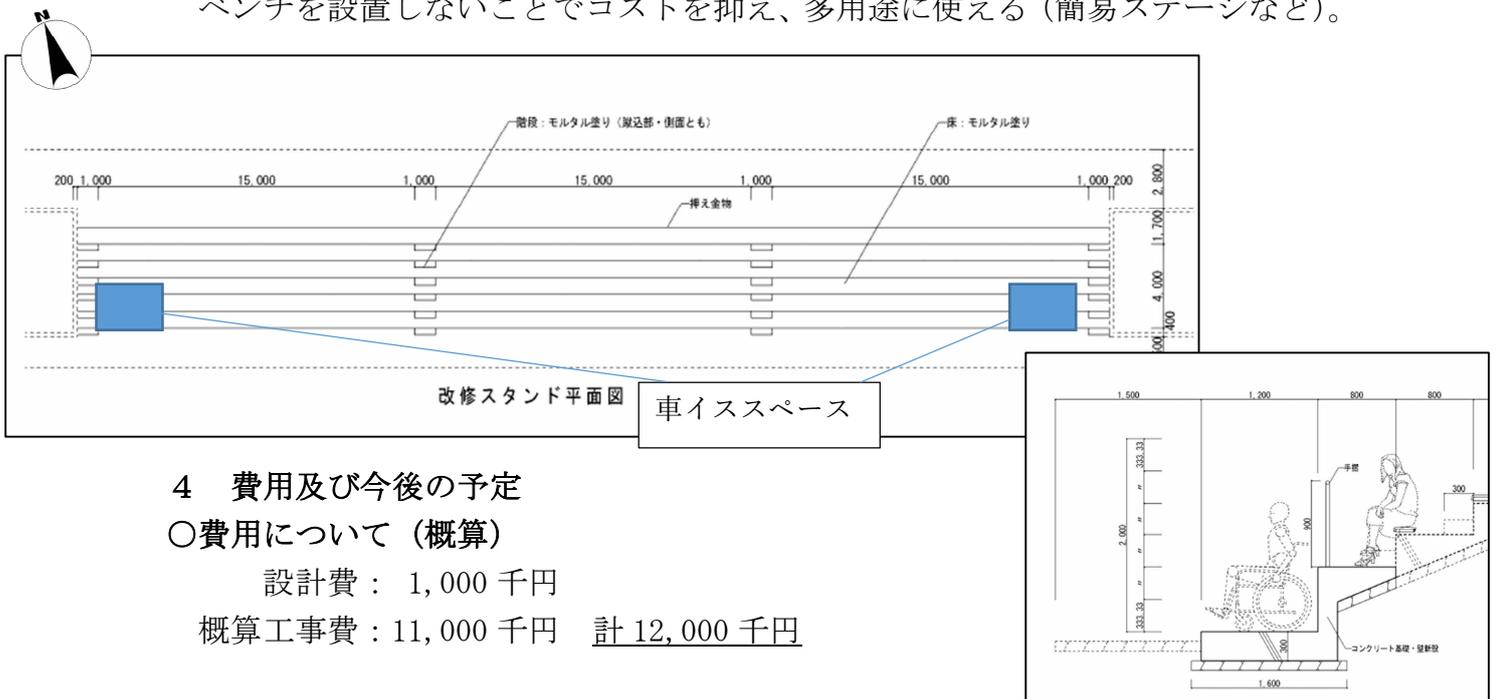
令和7年度サッカー場改修工事に伴い、経年劣化した観覧席ベンチを撤去した。当初設計では撤去のみであったが、ボルト跡が残り見た目が悪く、またボルト跡に引っかかる可能性も排除できないため、安全な利用ができるよう修繕するもの。なお、サッカー場を年度内に完成させるため、改修工事とは別に発注する予定。

2 現況



3 整備方針

全面モルタル塗装とし、観覧席の一番下段、左右に車イススペースを確保する。ベンチを設置しないことでコストを抑え、多用途に使える（簡易ステージなど）。



4 費用及び今後の予定

○費用について (概算)

設計費： 1,000 千円
概算工事費： 11,000 千円 計 12,000 千円

○予算について

12月議会定例会で継続費の変更と増額補正予算を上程、同時に令和8年度に繰越す。(継続費及びR7当初予算の範囲以内)

議決後は早急に改修に向けた準備を行い、来年度早期の完成、竣工を目指す。

令和7年度当初(継続費)

継続費事業名	総額	年度	年割額	執行額
東伯総合公園改修事業	519,970千円	令和6年度	162,160千円	160,898千円
		令和7年度	357,810千円	286,000千円

12月補正(継続費の年割額を変更)

事業名	総額	年度	金額	備考
東伯総合公園改修事業(継続費)	519,970千円	令和6年度	162,160千円	変更なし
	↓ 507,970千円	令和7年度	345,810千円	減額
サッカー場観覧席改修事業(新規)	12,000千円	令和7年度 12月補正	12,000千円	観覧席改修費を新規計上→令和8年度に繰越

令和7年11月教育委員会定例会報告

人権・同和教育課

1 人権擁護委員候補者の選考について

人権擁護委員について欠員（1名）が生じたことにより、鳥取地方法務局長より推薦依頼があったため、選考を行った。

詳細については別紙のとおり。

2 琴浦町における「人権教育」のあり方について

令和3年に施行された「琴浦町人権尊重の社会づくり条例」の理念を踏まえた琴浦町における「人権教育」のあり方を策定していく。

詳細については別紙のとおり。

人権擁護委員に対する意見を求めることについて

人権・同和教育課

1 概要

人権擁護委員候補者（1名）を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、琴浦町議会の意見を求めるもの。

（※琴浦町の人権擁護委員定数7名に対し、現在1名欠員が生じている）

2 委嘱期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）

3 意見を求める候補者

（年齢：令和7年11月1日現在）

氏名	年齢	性別	職業等	住所
山根 ひとみ	■	■	町国際交流協会会長	■

3 推薦理由

- ・令和7年10月1日現在、町内には306名（特別永住者等89名、技能実習生217名）の外国籍の方が町内で生活している。
- ・当該候補者は、琴浦町国際交流協会の会長として活動されており、外国籍の方と親交がある。民族・言語・宗教・生活習慣などの違いにより、偏見や差別問題が発生した場合、相談を受けることが容易となり迅速に対応できる。

<参考> 現在の人権擁護委員の体制 6名 （年齢：令和7年11月1日現在）

氏名	年齢	性別	職業等	住所
大谷 順子	■	■	茶華道教授	■
村上 隆	■	■	無職	■
西本 博志	■	■	無職	■
定常 みどり	■	■	農業	■
前田 寿光	■	■	町公民館長	■
飛田 誠	■	■	無職	■

○人権擁護委員とは

- ・ 人権擁護委員は、国民の基本的人権を守り、また、人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、法務大臣から委嘱されて活動する民間のボランティアである。

現在、全国で約 14,000 名の人権擁護委員が地域において積極的な活動を行っている。

○人権擁護委員の主な活動例

1	人権相談活動	<ul style="list-style-type: none">・ 人権相談を毎月 1 回、地区公民館で実施・ LINE 人権相談の対応・ SOS ミニレターの返信 etc.
2	調査救済活動	<ul style="list-style-type: none">・ 人権相談等を通じて、人権侵犯事件として立件された場合は、法務局職員と協力して調査を実施
3	人権啓発活動	<ul style="list-style-type: none">・ 人権の花運動・ 地域イベントにおける啓発活動・ 人権擁護委員の日に関連した啓発活動（6 月）・ 人権週間啓発活動（12 月） etc.
4	組織体の活動	<ul style="list-style-type: none">・ 協議会総会（年 1 回）
5	研修	<ul style="list-style-type: none">・ 委嘱時研修・ 第 1 次研修（委嘱後 6 ヶ月以内）

琴浦町における「人権教育」のあり方について

- 琴浦町人権尊重の社会づくり審議会規則第3条の規定に基づき、町長より、琴浦町人権尊重の社会づくり審議会に対し、本町における「人権教育」のあり方について諮問を行う。

1 経緯及び理由

現在の琴浦町における「人権教育」のあり方については、町村合併（平成16年9月1日）を契機に制定された、「琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」の理念を踏まえて、平成22年に示されたものである。

令和3年4月に新たに「琴浦町人権尊重の社会づくり条例」が制定されたことに伴い、この新しい条例の理念に基づいた、本町における「人権教育」のあり方について、琴浦町人権尊重の社会づくり審議会に意見を求め策定する。

2 今後について

琴浦町人権尊重の社会づくり審議会規則第3条の規定にもとづき、琴浦町人権尊重の社会づくり審議会の意見をまとめ答申を行う。

平成22年7月1日

琴浦町における「人権教育」

琴 浦 町
琴浦町教育委員会

琴浦町では平成16年9月1日の町村合併を契機に、町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例を制定、人権・同和教育課を設置し積極的に施策を推進してきました。

そして、学校教育や社会教育において同和教育と位置付けていたこの教育及び啓発を「人権・同和教育」と町独自に呼称し、これが定着しています。

国際社会、国そして県の動向が同和教育から人権教育に転換される中、本町の「人権・同和教育」について整理し、改めてその意味を明確にしたいと思います。

1. 同和教育について

同和問題を解決する重要な方策である「同和教育」は戦前、それまでの融和教育に引き続いて昭和16年（1941年）から行政用語として用いられるようになりました。

戦後になり公式に用いられたのは昭和27年（1952年）文部省の次官通達からです。

同和教育については、同和対策審議会答申（昭和40年）の第3部、4. 教育問題に関する対策、（1）基本の方針の文中において「同和問題の解決に当たって教育対策は、人間形成に主要な役割を果たすものとしてとくに重要視されなければならない。（中略。）したがって同和教育の中心的課題は法もとの平等の原則に基づき、社会の中に根強く残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くことである」と規定しています。

国はこの同和対策審議会答申を踏まえ、同和対策事業特別措置法（昭和44年）、地域改善対策特別措置法（昭和57年）、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年）をそれぞれ制定し平成14年3月31日まで特別対策を実施してきました。

2. 同和教育から人権教育へ

特別対策の成果と評価については地域改善対策協議会意見具申、同総括部会報告書（平成8年）が提出されており、報告書の4. 今後の重点施策の方向（1）差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進の項目で「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。」と今後の方策の基本的な在り方を示しました。

3. 人権教育について

同年、政府はこの意見具申を受け「同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発に関する地域改善対策特定事業を一般対策としての人権教育・啓発に再構成して推進」することを閣議決定し、人権擁護推進法が制定（平成8年）されました。

さらに、国連10年国内行動計画（平成9年）や人権擁護推進審議会答申（平成11年）等の経過をへて平成12年「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。

同法の制定が「同和教育」から「人権教育」への大きな転換期となりました。

「人権教育」については同法第2条において「人権教育とは人権尊重の精神の涵養を目的とす

る教育活動」と定義していますが、これまで私達が「同和教育」で取り組んできた「同和問題」の解決については条文がありません。

4. 人権課題と同和問題について

しかし同法第7条の規定に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年）では、取り組むべき人権課題12項目（※注1.2）の1つに同和問題を掲げ、文中「地域改善対策特定事業については、平成14年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることとなるが、同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。（（1）～（10）略）」と明記されています。

これは法律により同和教育から人権教育へと呼称が変わっても、同和問題解決への取組みの重要性に変わりのないことを、この基本計画で明らかにしたものです。

5. 人権・同和教育について

本町における同和教育は、憲法に保障された基本的な人権に係る課題である同和問題の解決を中心にしながら、差別の現実にも深く学び、一人ひとりの生き方や社会のあり様を問い直すことで、暮らしの中にある様々な人権問題に気づき解決していく取組みへと発展してきた教育です。

こういった経緯を振り返ると、本町においては、同和教育を発展させながら人権教育を行ってきたといっても過言ではありません。

そして「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定・執行を契機に「同和教育」は再構築され「人権教育」となりました。

しかし、「同和教育」が「人権教育」に変わることにより、「部落差別はなくなった」「部落問題を勉強する必要はない」など同和問題に対する誤った認識が生まれる可能性があります。

このため、本町の人権教育の推進にあたり、同和問題の解決へ向けた取組みが引き続き重要であることを再認識し、また周知することが必要です。

これを踏まえ

同和問題はなお未解決の現実の問題であり、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」において、この問題が重要な人権課題であると指摘している事を明確にするため、本町では「人権教育」を「人権・同和教育」とします。

※注釈1…平成23年4月1日より「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加となり13項目になる。

注釈2…令和3年3月18日より「琴浦町人権尊重の社会づくり条例」制定に伴い17項目になる。

議案第49号

令和7年度補正予算要求（12月補正）について

令和7年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和7年11月26日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和7年 月 日

琴浦町教育委員会

令和7年度 事業説明書 (7号補正)



一般会計

1 基本情報

事業番号	1533	事業名	ICT教育推進事業		事業区分	□新規 ■継続	
担当課	教育総務課		担当係	総務係			
予算区分	款	9 教育費	項	1 教育総務費	目	2 事務局費	
まちづくり ビジョン	(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり			③ ICTを活用した個別最適な学びの提供			
	重点事業	ふるさとへの愛着を深める、地域に根ざした体験と学びの展開					

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫 支出金	県支出金	その他 (収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
補正前予算現計	89,813	0	49,507	30,000	0	10,306		
今回補正額	△13,185	0	0	△11,598	0	△1,587	ふるさと未来夢基金繰入金	
補正後予算額	76,628	0	49,507	18,402	0	8,719		
前年度予算額	5,855	(比較：70,773)		前々年度決算額		29,586	(比較：47,042)	

3 補正予算の概要

補正予算の概要	タブレット端末更新業務及び校内Wifi機器更新リース業務の請負差額を減額する。			
細事業等	補正予算の内容	財源内訳	補正額 (千円)	補正前予算現計
学習者用タブレット端末整備	請負差額による減額 ・タブレット端末更新業務 △11,598千円	その他	△11,598	80,248
ICT活用環境整備	請負差額による減額 ・校内Wifi機器更新リース料 △1,587千円	単町	△1,587	9,565
	合計		△13,185	
その他事業内容				

令和7年度 事業説明書 (7号補正)



一般会計

1 基本情報

事業番号	262等	事業名	一般教育振興費 (小学校)			事業区分	□新規 ■継続
担当課	教育総務課		担当係	総務係			
予算区分	款	9 教育費	項	2 小学校費	目	2 教育振興費	
まちづくり ビジョン	(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり			① 子どもの成長に寄り添い、まちの特色を活かした教育の推進			
	重点事業	ふるさとへの愛着を深める、地域に根ざした体験と学びの展開					

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫 支出金	県支出金	その他 (収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
補正前予算現計	23,249	1,798	0	754	7,700	12,997		
今回補正額	725	0	0	725	0	0	教育振興寄附金	
補正後予算額	23,974	1,798	0	1,479	7,700	12,997		
前年度予算額	42,393	(比較：△18,419)			前々年度決算額	23,491	(比較：483)	

3 補正予算の概要

補正予算の概要	各校に必要な教育備品を購入する。			
細事業等	補正予算の内容	財源内訳	補正額 (千円)	補正前予算現計
備品購入	寄附金を財源にして、各校の希望に基づき必要な教育備品を購入する。 ・ 備品購入費 725千円	その他	725	0
	合計		725	
その他事業内容				

令和7年度 事業説明書 (7号補正)



一般会計

1 基本情報

事業番号	280等	事業名	一般教育振興費 (中学校)		事業区分	□新規 ■継続	
担当課	教育総務課		担当係	総務係			
予算区分	款	9 教育費	項	3 中学校費	目	2 教育振興費	
まちづくり ビジョン	(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり			① 子どもの成長に寄り添い、まちの特色を活かした教育の推進			
	重点事業	ふるさとへの愛着を深める、地域に根ざした体験と学びの展開					

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫 支出金	県支出金	その他 (収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
補正前予算現計	32,708	1,008	153	9,000	10,000	12,547		
今回補正額	295	0	0	295	0	0	教育振興寄附金	
補正後予算額	33,003	1,008	153	9,295	10,000	12,547		
前年度予算額	25,758	(比較：7,245)			前々年度決算額	25,779	(比較：7,224)	

3 補正予算の概要

補正予算の概要	各校に必要な教育備品を購入する。			
細事業等	補正予算の内容	財源内訳	補正額 (千円)	補正前予算現計
備品購入	寄附金を財源にして、各校の希望に基づき必要な教育備品を購入する。 ・ 備品購入費 295千円	その他	295	0
	合計		295	
その他事業内容				

令和7年度 事業説明書 (7号補正)



一般会計

1 基本情報

事業番号	675	事業名	安田地区公民館事業		事業区分	□新規 ■継続	
担当課	社会教育課		担当係	生涯学習係			
予算区分	款	9 教育費	項	4 社会教育費	目	2 公民館費	
まちづくりビジョン	(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり			⑤ 大人に対する学びの環境づくり			
	重点事業	ふるさとへの愛着を深める、地域に根ざした体験と学びの展開					

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
補正前予算現計	2,133	0	0	330	0	1,803		
今回補正額	165	0	0	0	0	165		
補正後予算額	2,298	0	0	330	0	1,968		
前年度予算額	170,847	(比較：△168,549)			前々年度決算額		1,039	(比較：1,259)

3 補正予算の概要

補正予算の概要	安田地区公民館（安田の郷）玄関前のイチヨウの木が、近辺の電線、道路、隣接の旧安田小学校体育館へ生い茂り危険なため枝打を委託するもの			
細事業等	補正予算の内容	財源内訳	補正額（千円）	補正前予算現計
樹木枝打委託料 【新規】	安田地区公民館（安田の郷）玄関前にあるイチヨウの樹木が周辺の電線、道路や隣接の旧安田小学校体育館に生い茂り、危険なため枝打作業を委託する。	単町	165	0
	合計		165	
その他事業内容	 <p>安田地区公民館前イチヨウの木</p>			

令和7年度 事業説明書 (7号補正)



一般会計

1 基本情報

事業番号	351	事業名	東伯総合公園管理事業		事業区分	□新規 ■継続	
担当課	社会教育課		担当係	社会体育係			
予算区分	款	9 教育費	項	5 保健体育費	目	3 体育施設費	
まちづくりビジョン	(3) 誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり			⑥ 誰もが利用しなくなる運動拠点施設の整備			
	重点事業						

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
補正前予算現計	33,080	0	0	1,356	0	31,724		
今回補正額	268	0	0	0	0	268		
補正後予算額	33,348	0	0	1,356	0	31,992		
前年度予算額	19,760	(比較：13,588)			前々年度決算額		17,535	(比較：15,813)

3 補正予算の概要

補正予算の概要	トレーニングベンチの劣化、マシンの故障を修繕するもの。			
細事業等	補正予算の内容	財源内訳	補正額(千円)	補正前予算現計
東伯総合公園の管理運営 【新規】	●トレーニングマシン修繕業務 268千円	単町	268	33,080
	合計		268	
その他事業内容	<p>・トレーニング器具を修繕するもの</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 10px;">3台</div> </div> <p>破れたトレーニングベンチ</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 10px;">内部機構が破損したマシン</div> </div>			

令和7年度 事業説明書 (7号補正)



一般会計

1 基本情報

事業番号	418	事業名	赤碕総合運動公園管理		事業区分	□新規 ■継続	
担当課	社会教育課		担当係	社会体育係			
予算区分	款	9 教育費	項	5 保健体育費	目	3 体育施設費	
まちづくりビジョン	(3) 誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり			⑥ 誰もが利用したくなる運動拠点施設の整備			
	重点事業						

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
補正前予算現計	6,130	0	0	756	0	5,374		
今回補正額	300	0	0	0	0	300		
補正後予算額	6,430	0	0	756	0	5,674		
前年度予算額	6,357	(比較：73)			前々年度決算額		6,157	(比較：273)

3 補正予算の概要

補正予算の概要	今年度予算がほぼ執行済みで残額がほとんどないため、今後の修繕に備え、増額補正するもの			
細事業等	補正予算の内容	財源内訳	補正額(千円)	補正前予算現計
赤碕総合運動公園の管理運営	●修繕料 300千円	単町	300	6,130
	合計		300	
その他事業内容				

令和7年度 事業説明書 (7号補正)



一般会計

1 基本情報

事業番号	1627	事業名	東伯総合公園改修事業		事業区分	□新規 ■継続	
担当課	社会教育課		担当係	社会体育係			
予算区分	款	9 教育費	項	5 保健体育費	目	3 体育施設費	
まちづくりビジョン	(3) 誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり			⑥ 誰もが利用しなくなる運動拠点施設の整備			
	重点事業						

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
補正前予算現計	357,810	0	0	83,400	274,400	10		
今回補正額	0	0	0	0	0	0		
補正後予算額	357,810	0	0	83,400	274,400	10		
前年度予算額	161,800	(比較：196,010)			前々年度決算額		6,160	(比較：351,650)

3 補正予算の概要

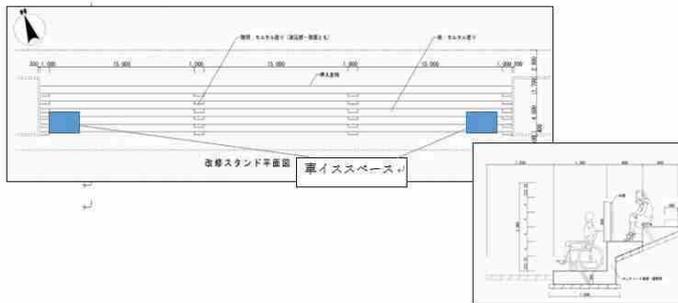
細事業等	補正予算の内容	財源内訳	補正額 (千円)	補正前予算現計
東伯総合公園サッカー場観覧席改修事業 【新規】	東伯総合公園サッカー場観覧席改修工事設計 1,000千円 東伯総合公園サッカー場観覧席改修工事 11,000千円	町債(過疎債) 12,000千円	12,000	0
東伯総合公園サッカー場改修工事	東伯総合公園サッカー場の観覧席改修に係る設計、工事を行うため減額するもの	町債(過疎債) △12,000千円	△12,000	356,963
合計			0	

令和7年度東伯総合公園サッカー場改修工事に伴い、経年劣化した観覧席ベンチを撤去したところ、想定よりもボルト跡が残り見た目が悪く、またボルト跡に引っかかる可能性も排除できないため、安全で多様な利用ができるよう改修するもの。



【改修内容】

全面モルタル塗装とし、観覧席の最下段、左右に車イススペースを確保する。
ベンチを再設置しないことでコストを抑え、また多用途に使用できるようにするもの。



【予算について】

新規計上分については、サッカー場改修工事に係る継続費の変更(令和7年度の年割額を減額)を行い、予算は継続費及びR7当初予算の範囲以内とする。

その他事業内容

令和7年度 事業説明書 (7号補正)



一般会計

1 基本情報

事業番号	566	事業名	東伯児童館運営費		事業区分	□新規 ■継続	
担当課	人権・同和教育課		担当係	人権教育推進係			
予算区分	款	3 民生費	項	2 児童福祉費	目	3 児童館運営費	
まちづくりビジョン	(3) 誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり			① 誰一人取り残さない地域内での福祉の充実			
重点事業	ふるさとへの愛着を深める、地域に根ざした体験と学びの展開						

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
補正前予算現計	7,717	3,356	0	5	3,300	1,056		
今回補正額	△6,713	△3,356	0	0	△3,300	△57		
補正後予算額	1,004	0	0	5	0	999		
前年度予算額	1,034	(比較：△30)			前々年度決算額		988	(比較：16)

3 補正予算の概要

補正予算の概要	児童館部分（遊戯室、図書室）と共有部分（事務室）の空調更新工事の工法見直しによる減額			
細事業等	補正予算の内容	財源内訳	補正額（千円）	補正前予算現計
東伯文化センター空調更新工事	東伯文化センター空調更新工事の電気設備等の詳細設計の段階において、見直しを行う必要が生じたため、今回の補正で全額減額とする。	国△3,356千円 町債△3,300千円 町△57千円	△6,713	6,713
	工事請負費 △6,713千円			
	合計		△6,713	
その他事業内容				

令和7年度 事業説明書 (7号補正)



一般会計

1 基本情報

事業番号	570	事業名	東伯隣保館運営費		事業区分	□新規 ■継続	
担当課	人権・同和教育課		担当係	人権教育推進係			
予算区分	款	3 民生費	項	1 社会福祉費	目	4 隣保館運営費	
まちづくりビジョン	(3) 誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり			① 誰一人取り残さない地域内での福祉の充実			
重点事業	ふるさとへの愛着を深める、地域に根ざした体験と学びの展開						

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
補正前予算現計	3,643	0	2,375	27	900	341		
今回補正額	4,308	0	0	0	△900	5,208		
補正後予算額	7,951	0	2,375	27	0	5,549		
前年度予算額	2,956	(比較：4,995)			前々年度決算額		2,522	(比較：5,429)

3 補正予算の概要

補正予算の概要	東伯文化センター共有部分（事務室）の空調更新工事の工法見直しによる減額 令和5年度鳥取県隣保館等施設整備費補助金の事業実績に伴う返納金を増額するもの			
細事業等	補正予算の内容	財源内訳	補正額（千円）	補正前予算現計
東伯文化センター空調更新工事	東伯文化センター空調更新工事の電気設備等の詳細設計の段階において、見直しを行う必要が生じたため、今回の補正で全額減額とする。 工事請負費 △927千円	町債△900千円 町△27千円	△927	927
返納金【新規】	・令和5年度鳥取県隣保館等施設整備費補助金 返納金 収入済額 18,156千円 実績額：13,621千円 返還額：5,235千円	単町	5,235	0
合計			4,308	
その他事業内容				

報告第6号

専決処分（琴浦町職員の人事異動について）

琴浦町職員の人事異動について、琴浦町教育委員会教育長への事務委任規則（平成16年琴浦町教育委員会規則第7号）第4条第1項第1号の規定により専決したので、同条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

令和7年11月26日 報 告

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

【参考】琴浦町教育委員会教育長への事務委任規則

（専決処分）

第4条 教育長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- （1） 第2条第1項第5号の規定のうち、県費負担職員を除く職員の任免その他人事に関すること。
- （2） 職員の昇給その他給与、服務に関すること。
- （3） 第2条第1項第6号の規定のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項の規定による学校運営協議会の委員の任命に関すること。

2 教育長は、前項の規定により専決処分したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

報告第7号

臨時代理（建設工事請負変更契約の締結について〔東伯総合公園サッカー場改修工事〕について）

建設工事請負変更契約の締結について〔東伯総合公園サッカー場改修工事〕について、琴浦町教育委員会教育長への事務委任規則（平成16年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により臨時に代理したので、同条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

令和7年11月26日 報告

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

【参考】琴浦町教育委員会教育長への事務委任規則
（臨時代理）

- 第3条 教育長は、前条第1項各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。
- 2 教育長は、前項の規定により前条第1項各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

議案第124号

建設工事請負変更契約の締結について

〔東伯総合公園サッカー場改修工事〕

令和7年6月13日付で議決を得た東伯総合公園サッカー場改修工事請負契約について、次のとおり契約の変更をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

変更後	変更前
4 請負金額 一金 <u>302,955,400円</u>	4 請負金額 一金 <u>286,000,000円</u>

備考 変更部分は、下線の部分とする。

令和7年11月26日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和7年11月臨時議会 議案概要			担当課	社会教育課	種別	その他
議案番号	議案第124号	議案名	建設工事請負変更契約の締結について〔東伯総合公園サッカー場改修工事〕			
目的	令和7年6月13日の議会において議決され、本契約として成立した、東伯総合公園サッカー場改修工事について、建設工事請負変更契約の締結を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。					
内容	<p>1 当初契約（令和7年6月13日議決）</p> <p>(1) 工事名 東伯総合公園サッカー場改修工事 (2) 工事場所 東伯郡琴浦町大字田越 (3) 工事完成期限 令和8年1月30日 (4) 請負金額 一金 286,000,000円 (5) 契約の方法 限定公募型指名競争入札 (6) 契約者 ア 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1840番地1 イ 氏名 東伯総合公園サッカー場改修工事 馬野建設・若松組・美柑組特定建設工事共同企業体</p> <p>2 変更概要</p> <p>サッカー場改修工事において、想定以上の側溝材の劣化、産業廃棄物処分量の増加が発生したため、予算の範囲内で変更契約を行う必要が生じたもの。</p> <p style="text-align: right;">変更請負金額 302,955,400円 増額 16,955,400円</p> <p>3 主な変更内容及び理由</p> <p>(1) 側溝の一部再利用(80%)→全て新しい側溝に変更のため増額 既存側溝の撤去後には、8割程度を再利用する予定であったが、想定以上の劣化、土砂の蓄積により再利用不可であることが判明した。 また、ゴムチップの流出を防ぐため、落ち蓋式の側溝を採用し、すべての側溝を新しいものへ更新したため。</p> <p>(2) 産業廃棄物処分量の増加による増額 昨年度の工事状況などから、当初から土中の産業廃棄物の処分(109t)を見込んでいたが、どんぐりひろば側の側溝設置に伴う床掘の際など、想定以上の産業廃棄物が確認されたため。</p> <p>(3) 残土の処分方法の変更による減額 残土処分について帽子取事業所への搬入としていたが、搬入回数及び搬入</p>					



	<p>量に規制があり、別途仮置き場所が必要となるなど工事進捗に支障があった。</p> <p>そのため、東伯下水処理場への運搬及び仮置きに変更することで、工期短縮及び事業費の圧縮が可能となることから変更を行った。</p> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設材（敷鉄板）の増よる変更 ・人工芝路盤材の変更 ほか
補足事項	

報告第8号

臨時代理（財産の取得について（東伯総合公園人工芝メンテナンス機械）
について）

財産の取得について（東伯総合公園人工芝メンテナンス機械）について、琴浦町教育委員会教育長への事務委任規則（平成16年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により臨時に代理したので、同条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

令和7年11月26日 報告

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

【参考】琴浦町教育委員会教育長への事務委任規則
（臨時代理）

- 第3条 教育長は、前条第1項各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。
- 2 教育長は、前項の規定により前条第1項各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

議案第125号

財産の取得について

(東伯総合公園人工芝メンテナンス機械)

次のとおり、人工芝メンテナンス機械を取得することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 取得財産名 人工芝メンテナンス機械
- 2 納品場所 東伯総合公園
琴浦町大字田越560番地
- 3 納期限 令和8年3月27日
- 4 購入金額 一金 8,360,000 円
- 5 契約の方法 制限付一般競争入札
- 6 契約者
 - (1) 住所 岡山県岡山市北区北長瀬表町2-15-15
 - (2) 氏名 長谷川体育施設株式会社 岡山営業所
所長 安達 貴光

令和7年11月26日 提出

琴浦町長 福本 まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平 高志

商 観 第 5 6 6 号
令和7年10月30日

琴浦町教育委員会事務局
教育長 河原裕司 様

琴浦町商工観光課
課長 長尾敏正

琴浦町中小企業・小規模企業振興基本計画検討委員会委員の推薦について（依頼）

日頃より当町の商工業振興につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、町では、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「琴浦町中小企業・小規模企業振興基本計画検討委員会」を設置しているところでありますが、検討委員の任期が10月末で満了を迎えます。

つきましては、琴浦町中小企業・小規模企業振興基本計画検討委員会設置要綱第4条に基づき、委員1名の推薦をいただき、11月28日（金）までに推薦書をご返信いただきますようお願いいたします。

記

1. 任 期 令和7年11月1日～令和9年10月31日（2年間）
2. 報 酬 審査会1回につき 2,000円
3. 現委員 黒松悟司 委員

担 当:琴浦町役場 商工観光課 武尾 TEL : 52-1713 FAX : 52-1714
--

推 薦 書

琴浦町長 福本 まり子 様

琴浦町中小企業・小規模企業振興基本計画検討委員会委員の推薦について（回答）

令和7年10月30日付商観第566号で依頼のあったこのことについて、下記のとおり推薦します。

役 職 名	氏 名	備 考

令和 年 月 日

住 所

団 体 名

代表者名

○琴浦町中小企業・小規模企業振興基本計画検討委員会設置要綱

令和元年 8 月 1 日

内訓第 6 号

(設置)

第 1 条 琴浦町中小企業・小規模企業振興基本条例(平成31年琴浦町条例第12号。以下「条例」という。)の規定に基づき、基本計画を策定するに当たり、必要な事項について広く意見を求めるため、琴浦町中小企業・小規模企業振興基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、基本計画の策定、変更、評価その他必要な事項に関する協議を行う。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 中小企業団体の関係者
- (2) 中小企業支援機関の関係者
- (3) 金融機関の関係者
- (4) 教育機関の関係者
- (5) 行政機関の職員

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 6 条 委員会には、委員長及び副委員長を各 1 名置き、それぞれ委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は、当該委員会の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、商工観光課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この内訓は、令和元年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この内訓の施行の日以後最初の委員会の招集は、第7条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

令和7年度後期 琴浦町教育委員会計画訪問における懇談会について（報告）

【聖郷小学校】

学校の課題を基にした懇談会のテーマ：「地域と共に未来を創る学校」
懇談会での感想・意見・助言
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが元気よく挨拶をしている。学習にも落ち着いて取り組んでいる。 ・校長の意気込みや思いが職員に伝わっているのを感じる。職員がベクトルを合わせることは非常に重要である。 ・校長の様々なしかけやチャレンジがあり、常に学校をよりよくしたいという姿勢が素晴らしい。 ・「聖郷の虹」の取組等、全職員で子どもを見ているのが分かる。小さい学校だからできる取組がよい。 ・校長の示範授業、年度当初の職員研修、聖郷小独自の授業研究会のスタイル等、職員が自分ごとにするための手立てがある。 ・家庭科以外にも生活科、算数、理科等ゲスト・ティーチャーや地域のボランティアの幅が広く、日常的に学校に入っておられる。子どもへの関わり方も上手で、活動を促したり褒めたり、担任が気付かない子どものよさや頑張りにも気づいておられる。 ・今後は学校に来てもらうだけでなく、子ども達が地域に出かけ、地域の方に任せるといったスタイルの取組も期待する。 ・算数の研究では、適用題に取り組む時間の確保も大切だが、そこにいくまでにどれだけ子ども同士が学び合い、「わかった」「できた」を実感できたかという視点も大切にしてほしい。

【八橋小学校】

学校の課題を基にした懇談会テーマ：「進んで関わり、進んで学び合う学校」
懇談会での感想・意見・助言
<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いて学習に取り組んでいる。元気よく発表をして、コミュニケーションもとれている。 ・授業の中の話合いを「作戦タイム」と位置づけ、言いたい子どもだけでなく、困っている子も発言できる場が設定してあった。 ・学校の取組として掲げているものは全てよい。あとは教職員にどれだけ腹落ち（納得や共感）されているかが重要。 ・八橋小の「めざす教師の姿」の2つが特にいい。（まず教員がやってみせ、丁寧に教え、できたら褒め喜びを共有する。子どもの人格を尊重し、敬意をもって接しながら教育活動を行う。） ・特別支援学級の学習では特に、操作活動ができるものや考える手がかりとなるもの（視覚的なもの）等を用意することで、子どもの学びたいという気持ちを支援することが必要ではないか。分からないで困っている子どもへの支援方法やプリントの工夫等がほしい。 ・令和6年度学校自己評価表がポイントを絞って記載されており分かりやすい。児童と教職員のアンケート結果に違いが見られる箇所がある。アンケートの結果を今後の取組に活かしてほしい。 ・「学びづくり」で課題となっていることは、教師自身がどれだけやろうとしているか、子どものモデルとなっているかが重要。校長が何度も教職員へ伝えていくことが大切。 ・子ども一人一人の異なる状況、つまずきの原因を見取り、個に応じた手を打つことが必要。

【船上小学校】

学校の課題を基にした懇談会テーマ：「学力向上をめざした『わかる授業づくり』と『人材育成』」
懇談会での感想・意見・助言
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの学習態度が落ち着いており、子どもも素直。 ・先生から大切にされていると感じている子どもが多い。 ・船上小学校は、以前から地域と共にある学校である。伝統が受け継がれている部分とチャレンジしている部分がある。 ・校長が自信をもってやっており、思いを語っているのがいい。 ・学校の課題を共有し、継続して意識することで、日常化され、自分のものとなっていく。 ・校内の掲示物が見やすく、NIEの取組の様子も分かる。 ・NIEの取組が、児童の文章力向上に繋がっているように思う。（新聞の投稿） ・NIE等の活動が、全国学力・学習状況調査の国語の高得点に繋がっている。 ・ティーム・ティーチングでは、教員の役割が分担されており、子どもを手厚くみてもらっている。 ・1年生の授業は、もう少し子どもを引きつける工夫や考えやすい問いが必要ではないか。 ・全国学力・学習状況調査で、「自分と違う意見について考えるのは楽しい」が低い。そもそもそういう授業を行っているか。分かる授業は、児童が「なるほど」と実感する授業。教員は育てたい資質・能力は何かを理解した上で授業を行う必要がある。 ・授業のタイムマネジメントでは、何を削って何に時間をかけるのかを考える必要がある。